

## 論点④【29条①】司法手続における必要な配慮の 提供及び研修の実施

### ○石野 富志三郎委員

#### 【民事手続に関する意見】

#### 第1 意見の趣旨

民事訴訟（行政事件含む）において当事者または傍聴人が聴覚障害者である場合に、以下の各事項が実現するよう直ちに法整備（予算措置を含む）がなされるべきである。

- 1 本来現行の法令下で可能であるはずの個別事件における裁判体による当事者や傍聴人の聴覚障害に応じた合理的配慮を行うこと（具体的には傍聴席を含めた磁気ループの設置、要約筆記体制の整備、手話通訳の用意、それら情報保障に要した費用の公費負担等）に関する法制度の整備。
- 2 最高裁判所が裁判官及び書記官に対し、聴覚障害のある当事者・傍聴人に対する合理的配慮の内容や実施方法等について職員研修を行うこと。

#### 第2 意見の理由

##### 1 聴覚障害者が訴訟当事者・傍聴人となった場合の問題点

##### (1) 現状

我が国の民事訴訟においては、口頭弁論期日や弁論準備期日のやりとり、本人尋問、証人尋問等は、いずれも口頭での会話が前提とされている。そのため、準備書面等の陳述、求釈明等は、いずれも口頭で行われる。

平成23年8月施行の改正障害者基本法第3条3号により、手話がわが国の法制度上、言語と認められた意義からすると、ここにいう「口頭弁論」には、手話による口頭弁論も含まれるはずである。

ところが、現実には、ここでいう「口頭」とは「口話」表現を暗黙の了解としており、聴覚障害のある原告・被告・傍聴人らは、通訳等の情報保障がなけれ

ば、期日においてやりとりされる内容を把握することはおよそ不可能であり、情報保障は必須である。

また、聴覚障害者のコミュニケーション手段は、個々人の聴覚障害の内容や生育歴によって、補聴器を利用する者、手話を利用する者、要約筆記を利用する者、あるいはこれらの方法を組み合わせて利用する者など様々である。したがって、聴覚障害者への情報保障は、このような個々様々なコミュニケーション手段に合わせたものでなければならない。

しかし、現状では、訴訟当事者や傍聴人が聴覚障害者である場合の情報保障の在り方について裁判所・裁判官において十分な理解が形成されているとは言い難く、事実上、裁判体の見識によって情報保障の在り方に差異がでるとい実状態である。

## (2) 高松市手話通訳派遣拒否訴訟について

平成24年2月28日、高松地方裁判所(以下、「高松地裁」という)に対し、障害者自立支援法に基づく手話通訳派遣申請が拒否された処分の違法を争う行政訴訟・国家賠償訴訟(高松市手話通訳派遣拒否訴訟)が提起され、現在係属している(高松地方裁判所平成24年(行ウ)第5号・以下「本件訴訟」という)。

本件訴訟の原告は聴覚障害者である。

そして、本件訴訟においては、事件の性質上、原告の支援者等、多数の聴覚障害者の傍聴が予定されている。

本件訴訟の遂行にあたっては、現時点において、以下のような問題が生じている。

### ① 原告の手話通訳費用の裁判所負担

原告は、手話通訳を介さなければ裁判期日において何が行われているのか把握できない。したがって、原告が、期日内容を把握し、健聴者と同じように訴訟を遂行するには、手話通訳の派遣が必須である。

これは、障害のある原告側からの視点だけでなく、原告の「手話による口頭弁論」の内容を理解出来ない(手話による言語を直接解することの出来ない)裁判官、裁判所職員、訴訟関係者が、その弁論内容を理解することを可能とするためにも不可欠な事項である。

すなわち、憲法第31条等の適正手続保障義務及び憲法第32条「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」との基本的人権保障並びに憲法第82条第1項「裁判の対審及び判決は公開法廷でこれを行う」との裁判の公開義務規定に基づき訴訟手続を主宰・遂行する公的責任のある裁判所、裁判官は、手話表現による口頭弁論の内容を理解し、訴訟手続調書に記録を記載し、判決等の判断の基礎とするためには、手話通訳等を主宰者の責任により完備する法的義務があるのである。

そのため、原告弁護団は第1回口頭弁論が開始される前提条件として、これらの裁判所による実施を求め、裁判所との間で事実上の事前協議を重ねている。

しかしながら、高松地裁の担当裁判体は

**「民事訴訟法・民事訴訟費用法等が改正されない限り、現行法令下において裁判所が公費負担により手話通訳を付けることは法的に許されず不可能である。それを必要とする当事者が訴訟費用として裁判所に納付して当事者費用により実施されるべきである。」**

との見解を表明し、原告弁護団による「それは改正障害者基本法下においてはもはや維持出来ない、誤った解釈である」との批判に対しても、現在に至るまで、頑なに見解を変えようとしなない。そのため、本件訴訟は未だに第1回口頭弁論期日の開催の目途さえ立たない現実がある。

このことは、高松地裁だけの問題ではない。

確かに、従前から、民事訴訟における手話通訳の費用は、訴訟費用として当事者が負担するという運用がなされてきた。

また、民事訴訟法及び同費用法の中には、手話通訳費用を裁判所が負担すべき旨の明文規定は存在しない。

そのため、高松地裁のみならず、現行の法令のままである限り、本件訴訟で危惧されるように、本来憲法に基づく義務として訴訟を主宰する裁判所が負担すべき手話通訳費用が、当事者負担とされることが今後も全国各地の裁判所で行われる恐れが強いと云わざるを得ない。

## ② 傍聴人に対する手話通訳等の配備及び手話通訳費用等の裁判所負担

聴覚障害を持つ傍聴人は、手話通訳、補聴器、要約筆記等がなければ期日内容を把握できない。そのため、傍聴人が期日内容を把握するためには、各人に合った方法での情報保障が必須である。

手話通訳等の情報保障がなければ、聴覚障害のある傍聴人は法廷でのやりとりが理解できず、それでは憲法82条が求める裁判の公開の趣旨が没却される。

そのため、裁判所の負担において、各人が求める方法での情報保障が実現されるべきである。

しかしながら、この点も高松地裁の裁判体は、

「民事訴訟法、訴訟費用法等が改正されない限り、現行法令下においては、傍聴人に対する合理的配慮として手話通訳を裁判所が用意することは不可能である。」

との見解を表明しており、原告弁護団からの「手話通訳を裁判所が用意することが不可能であるとする現行法令上の根拠など存在しない。障害者基本法に基づき裁判所には合理的配慮義務がある」との批判に対しても、現在までその姿勢を変えようとしていない。

この点も、民事訴訟法及び同費用法には、傍聴人への情報保障を裁判所の費用負担において実現する旨の明文規定がないため、全国の裁判所が、傍聴人に対する手話通訳の手配やその費用負担を行わないおそれがある。

## 2 聴覚障害者が当事者の場合、裁判所の負担において情報保障すべき根拠

### (1) はじめに

上記1(2)①で述べたとおり、本件訴訟をはじめ全国の裁判所で、原告等の訴訟当事者の手話通訳費用を裁判所が負担しない現実的なおそれがある。

しかし、以下の法令の解釈上、現行法の下において聴覚障害者が当事者となった民事訴訟においては、訴訟当事者の手話通訳費用は、裁判所の負担で賄われるべきことは当然であり、そのことが現実滞りなく実現するように、更に法整備が尽くされる現実的な必要性がある。

### (2) 障害者基本法4条

平成23年8月5日施行の現行障害者基本法第4条は「差別の禁止」と題して、

「第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

と規定している。

この規定は、平等原則(憲法14条)を具体化したものである。この規定からすれば、社会的障壁の除去を怠ることは障害者に対する差別であり、権利利益の侵害行為であり、差別をしないように必要な合理的な配慮をすることは、義務である。そして、合理的な配慮をしないでも免責されるのは「実施に伴う負担が過重」でないことを証明できた場合のみである。

民事訴訟において聴覚障害のある当事者が、情報保障なしに期日内容を把握できないという事態は、まさに「社会的障壁」が存在する場面であるから、障害者基本法4条2項より、裁判所には、「合理的配慮義務」が課されている。

仮に裁判所が訴訟当事者に聴覚障害がある場合に手話通訳者を裁判所の負担において用意しないとすれば、聴覚障害者は、期日内容が把握できないという障壁を自らの負担で排除しなければならないこととなり、裁判所による合理的配慮が尽くされたとはいえない。

したがって、障害者基本法4条の規定より、訴訟当事者に対する手話通訳は裁判所の負担において用意されるべきである。

### (3) 障害者基本法3条3号

また、障害者基本法3条第3号は、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定し、障害者は手話を含む言語その他の意思疎通手段について選択の機会が確保されるべきであると規定している。

つまり、如何なる場面においても、如何なるコミュニケーション手段によって意思疎通をはかるべきか(手話通訳なのか、要約筆記なのか、単なる筆談なのか等)は、当事者の選択に委ねられるべき事項なのである。

仮に民事訴訟における手話通訳費用を公費負担としなければ、聴覚障害のある当事者は手話通訳を選択することを躊躇せざるをえない。したがって、手話通訳を裁判所の負担で用意しないとすれば、障害者基本法3条3号に抵触する。

したがって、障害者基本法3条3号からも、手話通訳は、裁判所の負担において用意されるべきである。

#### (4) 障害者基本法29条

また、障害者基本法29条は、「司法手続における配慮等」という題名で、「国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。」と規定している。この規定により、障害者の裁判を受ける権利(憲法32条)が実質化され、訴訟における障害者の表現の自由(憲法21条)が確保されているのである。

この規定からすれば、耳が聞こえず、意思疎通手段として手話を用いるという「個々の特性」を持った聴覚障害者が訴訟当事者となり、手話通訳を必要とする場面においては、裁判所の負担において手話通訳を用意することが求められているというべきである。

#### (5) 障害者基本法の位置づけ

障害者基本法は、国、地方公共団体の行為に普遍的に適用される法律である。したがって、障害者の基本的人権を尊重する施策を実施するという観点に限って言えば、民事訴訟法や同費用法に対する上位法に位置するものであり、その限りで上位法に反する下位法令は無効となるし、無効とならないように上位法の趣旨に即した解釈をしなければならないものである。

障害者基本法自体が憲法第14条の法の下での平等原理を敷衍したものであり、憲法規範の実現という意味からも当然に民事訴訟法や同費用法はそれらの規範に拘束される。

仮に、障害者基本法が民事訴訟法や同費用法の上位法でないとしても、この場合には、後法優先の原理すなわち「形式的効力を等しくする二つ以上の法令の内容が相互に矛盾する場合には、時間的に後から制定された新法が旧法に優先する」という法解釈の基礎的原理に従って、障害者基本法に即して現行法を解釈することとなる。

したがって、現行法上、民事訴訟法及び同費用法の中に手話通訳費用を裁判所の負担とすべきとの明文規定はないものの、障害者基本法3条3号、4条、29条の各規定に照らし、聴覚障害者を訴訟当事者とする場合の手話通訳については、裁判所の負担において用意すべきである。

高松地裁での原告弁護団としては、何ら法改正をすることなく、現行法の下で上記の通り裁判所負担で手話通訳を用意できるというのが正しい法解釈であると考えているが、現実の裁判官らは残念ながら旧態依然とした思考から脱することが出来ず、正しい法解釈と運用が出来ない現実がある。

障害者基本法第29条など相当程度、詳細かつ具体的規定であるにも関わらず、高松地裁の担当裁判体は「費用国庫負担や支出の具体的根拠規定が見当たらない」云々と抗弁している。

よって、それらの誤った解釈・運用の余地がないよう、民事訴訟法、民事訴訟費用法、民事訴訟規則等に注意的規定を設ける、手話通訳、要約筆記等を実施する場合の国庫負担を明記するなどの法整備及び確固たる国家予算措置が直ちに求められるのである。

### 3 聴覚障害のある傍聴人に対し裁判所の負担において情報保障すべき根拠 (1) はじめに

上記1(2)②で述べたとおり、本件訴訟では、原告の手話通訳費用を裁判所が負担しないおそれがある。しかし、以下で述べる根拠から、傍聴人に聴覚障害がある場合、傍聴人に対する情報保障は、裁判所の負担において実現すべきである。

#### (2) 障害者基本法の解釈

傍聴人についても、民事訴訟傍聴にあたって聴覚障害のある傍聴人が情報保障なしに期日内容を把握できない事態は「社会的障壁」が存在する場面であるから、裁判所に「合理的配慮義務」が課される場面である(障害者基本法4条)。

また、聴覚障害者が裁判を傍聴する場面は、障害者が訴訟手続の「関係人」となった場合であるから、権利の円滑な行使のため、裁判所には、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮する義務がある(障害者基本法29条)。

さらに、傍聴人も、自らが望むコミュニケーション手段によって情報を得る機会が与えられるべきであり、裁判所には、そのような機会を与えるべく配慮すべき義務がある(障害者基本法3条3号)。

したがって、障害者基本法の解釈より、傍聴人の情報保障は、裁判所の負担において実現されるべきである。

### (3) レペタ訴訟(最高裁判所判例 平成元年3月8日)

傍聴人のメモを禁じた措置の違法性が問われたいわゆるレペタ訴訟において、最高裁判所は、憲法82条1項の規定について、「裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべきであることを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。」と述べ、また、憲法21条1項について、「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」と述べた。

この判決の趣旨は、傍聴人に聴覚障害がある場合の情報保障の在り方にも妥当する。

すなわち、聴覚障害のある市民にとっては、手話通訳や要約筆記といった情報保障がない限り、裁判を傍聴してもその内容を理解することは



できないから、裁判は公開されていないも同然であるし、様々な意見・知識・情報に接して摂取する機会が奪われ、個人としての人格形成のための機会を奪われ、民主主義者期の自由な情報交流の確保という基本原理さえ損なわれることとなる。

したがって、聴覚障害ある傍聴人が手話通訳・要約筆記等の意思疎通手段によって裁判を認識する機会は最大限尊重され、配慮が尽くされなければならないのである。

#### 4 聴覚障害者に対する情報保障の在り方

以上で述べた通り、民事訴訟の当事者が聴覚障害者である場合、憲法14条、21条、23条及びこれを明確化した障害者基本法の規定より、手話通訳は、裁判所の負担によって用意されるべきである。

また、聴覚障害のある傍聴人に対しても、憲法14条、21条、82条の規定、これを明確化した障害者基本法の規定及びレペタ訴訟判決の趣旨から、裁判所の負担において、情報保障がなされるべきである。

しかしながら、現実には、原告法令の規定ぶりの不十分さ等を理由として、裁判所はそれらの義務の存在自体を否定しようとしている実態があり、そのような誤った対応を防止するために法整備を尽くす必要性がある。

したがって、私たちは

① 裁判官に対しては、聴覚障害者に対する合理的配慮が法令上も必要である事について理解を深め、個別事件において、当事者や傍聴人の聴覚障害に応じた合理的配慮を行うことを求めると共に、

国に対しては、それらが遅滞なく円滑に実現するように直ちに必要な法整備を尽くすこと

② 最高裁判所が、裁判官及び書記官に対し、聴覚障害のある当事者・傍聴人に対する合理的配慮の内容や実施方法等について職員研修を行い、裁判所全体で情報保障についての理解を深めることを要望する。

## 【刑事手続きに関する意見】

### (1) 司法手続きにおける手話通訳の保障

手話を通常のコミュニケーション手段としているろう者に関する司法手続きについては、言語の中で手話を明記している障害者権利条約とともに、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権規約）、特にその第14条第3項の規定を総合勘案し、ろう者に対する手話通訳保障を確立させるべきである。

同項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に少なくとも次の保障を受ける権利を有する」として「(a)その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること」「(f)裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」と規定している。

ろう者に対する各種権利の告知や、取調、供述の際には、手話通訳者を保障することが必要条件であるが、現行の司法手続においては手話通訳者を権利として保障する規定がなく、ろう者に対する手続上の配慮はきわめて不十分である。

また、現行の刑事訴訟手続、民事訴訟手続においては、通訳人の費用は「訴訟費用」に含められており、当事者負担が原則とされている。当事者負担を課することは、司法に対するアクセスを阻害するものである。

さらに、手話通訳者を付することを保障することはあくまでも最小の必要条件であって、十分条件ではない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮が求められる。

また、ろう者の中には、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このようにろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を付することを保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなおろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合もある。このような場合には、すみやかに訴訟手続及び捜査を

打ち切るべきである。

## (2) 捜査段階における刑事手続き

### 1 有効に機能していないわが国の令状主義

＜現状（逮捕状、逮捕理由の告知）＞

逮捕状により被疑者を逮捕するときは、逮捕状を被疑者に示さなければならない（刑事訴訟法第201条2項）となっているが、手話を主にコミュニケーション手段とするろう者に対し手話通訳者が立ち会って通訳することなく逮捕状を示すだけになっている例、手話通訳者の立ち会いがなく筆談でやりとりをする例が多い。

また、ろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々が逮捕状の内容を理解できず、逮捕される理由がわからないまま警察署に連行されることも多く、十分に防御権を行使できない。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、逮捕理由といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的に聴覚障害者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

＜対策＞

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。なお、手話通訳者は資格を有することが必要である。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

### 2 有効に機能していない弁護人選任権や黙秘権の告知

#### < 弁護人選任権の告知について（現状） >

被疑者が逮捕された場合は、犯罪事実の要旨や弁護人を選任することができる旨告知し、弁解の機会を与えなければならない（刑事訴訟法第203条第1項）。

この場合も、手話通訳者がいなければろう者は告知の内容を理解することができず、十分な防御ができないし、弁解の機会を与えられたとしても自分の言語を以て弁解をすることができず、弁解の機会が実質的に与えられていない。実際は手話通訳者の立ち会いがなく筆談でやりとりする例が多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、逮捕理由、弁護人選任権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

#### < 供述拒否権の告知について（現状） >

取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）となっているが、手話通訳者の立ち会いなしに筆談でやり取りする例が多い。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆記等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

#### < 対策 >

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

### 3 適正でない取り調べ

わが国では適正な取調が保障されていない。また、全面録画は必要である。

ただし、全面録画の際、立ち会う手話通訳者の人権の保護を検討することが必要である。

#### <取調の現状>

検察官、検察事務官又は司法警察職員が被疑者、参考人、被害者に対して供述を求めるときに、ろう者の自然言語が手話言語であることを考慮しないまま一方的に筆談（筆記）等で取調を行うケースが圧倒的に多い。この結果、ろう者は筆談（筆記）による供述を強いられ、自らの自然言語を以て任意に（刑事訴訟法第198条2項）供述を行うことができない。

また、取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆談（筆記）等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

次に、捜査機関における合理的配慮が十分でない結果、手話通訳が円滑にで

まず、ろう者が十分に取調の内容を理解できないことがかなり多い。

#### <職務質問（警察官職務執行法第2条1項）の現状>

警察官が、ろう者の言語について配慮を行うことなく、一方的に音声を使用して質問を投げかけ、コミュニケーションが図れないことを以て、一方的に犯罪の嫌疑をかけてしまうことがある。この結果、ろう者が、音声をコミュニケーション手段とする人々と比べて不利益な扱いを受けることがある。

また、ろう者と音声をコミュニケーション手段とする人との間に交通事故が起きて、警察官が現場に駆けつけてきたとき等の事案では、ろう者に対して手話通訳の保障を行わず、一切事情聴取を行うことのないまま、一方的に音声をコミュニケーション手段とする人だけの供述を聞くのが常であり、ろう者は一方的に不利益を強いられる。

#### <対策>

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、手話通訳がろう者にとって理解しやすい内容になっているかどうかをチェックするためには、全面録画が必要不可欠である。

また、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しないという規定を設ける必要がある。

### (3) 公判段階における刑事手続き

#### 1 自白の任意性の問題

##### <任意性の現状>

検察官、検察事務官又は司法警察職員が被疑者、参考人、被害者に対して供

述を求めるときに、ろう者の自然言語が手話言語であること考慮しないまま一方的に筆談（筆記）等で取調を行うケースが圧倒的に多い。この結果、ろう者は筆談（筆記）による供述を強いられ、自らの自然言語を以て任意に（刑事訴訟法第198条2項）供述を行うことができない。

また、取調の際には、あらかじめ、供述拒否権があることを告げなければならない（刑事訴訟法第198条2項）。手話言語を第一言語とするろう者の中には日本語を言語として十分習得していない人も多い。このような人々に対して筆談（筆記）等で供述拒否権を告げられてもその意味を理解できない。このため、供述拒否権があることを理解しないまま取調が開始され、ろう者が十分に防御権を行使できないことが多い。

さらに、手話も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このような人々にとっては、手話通訳をいくら保障しても、供述拒否権といった抽象的概念を理解できないこともある。このように、実質的にろう者が防御権を十分に行使できないにもかかわらず、形式的に手話通訳者がいることを理由にして司法手続が進められてしまうことがある。

#### <対策>

まず、ろう者が手話を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

そして、捜査機関において、ろう者が手続内容を理解できないまま捜査手続を進めた結果得られた供述等の証拠は、公判においては証拠能力を有しない、という規定を設ける必要がある。

## 2 証人尋問の問題

#### <現状>

ろう者の中には、手話言語を第一言語とする人々も多い。このような人々に

対する証人尋問、被告人質問の際には、手話通訳者を保障することが必要条件である。現行の刑事訴訟法第176条は、「耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。」と規定されている。（なお刑事訴訟規則第125条「証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。」という規定もある。）。しかしながら、この規定は手話通訳者を権利として保障する規定ではなく、裁判所の裁量にとどまる。これが外国語通訳を義務づけた刑事訴訟法175条の規定とは異なる。このため、手話通訳者が保障されなかった事例が時々存在する。

また、現行の刑事訴訟手続（民事訴訟手続も）においては、通訳人の費用は「訴訟費用」に含められており（刑事訴訟費用法2条2項）、被告人負担が原則とされている（刑事訴訟法181条1項本文）。実質的には、被告人に訴訟費用を負担させないこととする判決が多い（刑事訴訟法181条1項ただし書）が、原則として被告人負担とすることは、司法に対するアクセスを阻害するものである。

さらに、手話通訳者を付することを保障することはあくまでも最小の必要条件であって、十分条件ではない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮が求められる。しかしながら、ほとんどの公判においては、裁判官、検察官、弁護人のいずれもこのような合理的配慮を欠いている。

また、ろう者の中には、手話言語も日本語も十分に習得できないまま成年に至ったろう者も少なくない。このようにろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を付することを保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなおろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合もある。このような場合、現状としては、「被告人が、耳が聞こえず、言葉も話せないなどのため、通訳人を介しても黙秘権の告知、訴訟行為の内容の伝達ができないことから、その訴訟能力に疑いがある場合には、医師の意見を聴き、必要に応じてろう教育の専門家の意見を聞くなどして審理を尽くし、訴訟能力がないと認めるときは、原則として刑事訴訟法314条1項



本文により公判手続を停止すべきである」（最判平成7年2月28日刑集49巻2号481頁）とされて公判停止になったが、これが長期間続き、起訴された日から19年後の平成11年9月3日まで公判停止が続いてようやく公訴棄却に至った事例がある。

#### <対策>

まず、ろう者が手話言語を第一言語とすると認められる場合又は本人からその旨の申し出があったときには、すぐに手話通訳者を付する権利を明文化する必要がある。

次に、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を義務づける規定が必要である。

また、ろう者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなお、ろう者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合には、すみやかに訴訟手続を打ち切って公訴棄却をすべきである。

### 3 判決

著しく不適正というわけではないが「執行猶予」「未決勾留日数の算入」など法律の専門用語が理解できない場合がしばしばあり、合理的配慮が必要である。

#### (4) 刑務所における合理的配慮

##### <実態>

ろう者の言語、コミュニケーションに対する権利、手話通訳を依頼する権利が全く保障されておらず、処遇が実をあげていないとはいえない。手話による会話の機会が保障されないまま精神的に孤立した生活を強いられている状況にある。

##### <対策>

手話通訳者を付することの保障及び手話による会話の機会を保障することが

必要である。

#### (5) 司法関係者に対する研修

警察官の職務質問での暴行行為はろう者にもあると聞く。

ろう者の中には、手話言語を第一言語とする人々も多い。このような人々に対する各種権利の告知や、取調、供述の際には、手話通訳者を保障することが必要条件である。しかしながら、これに賛意を示す司法関係者は極めて少なく、ろう者の防御権が保障されない。何よりも第一に、ろう者の言語ないしコミュニケーションに十分配慮し、その権利を保障するような教育が必要である。

さらに、手話通訳者をつけても円滑に手話通訳ができるようにする考え方は少ない。手話通訳者を付することの保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、ろう者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、ろう者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、ろう者が発言できる機会を十分に保障するよう合理的配慮を行うよう教育が必要である。

#### (6) 傍聴者がろう者である場合の手話通訳の保障

##### <現状>

日本国憲法82条によると裁判は公開とされており、傍聴は自由である。

しかし、傍聴人がろう者である場合、手話通訳を認めない裁判官もある。

認める場合でも傍聴者に見やすい位置は保障されず、立ち姿勢による手話通訳を認めないこともある。

レペタ法廷メモ訴訟最高裁判決（最判平成元年3月8日民集43巻2号89頁）によると、筆記行為は「筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべき…裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである」とされている。

この理は手話通訳にもあてはまるものであり、憲法21条1項に照らして法廷傍聴者のための手話通訳も保障されるべきである。

## ○上野 秀樹委員

＜障害のある人のえん罪を防ぐために＞

日本国憲法は、第31条から40条まで刑事手続きに関する規定をおいている。旧憲法下での刑事手続きが糾問主義的で被疑者・被告人の人権が侵害されていたことに対する反省に基づくものと考えている。

私は密室での取り調べが許容されていることが、えん罪の大きな原因になっていると考えている。認知症の人を含む障害のある人のえん罪を防ぐためにも、少なくとも取り調べの可視化は必須である。

憲法37条では、刑事被告人には国選弁護人をつけるとされているが、さらに一歩進んで、被疑者にも資格を有する弁護人をつけることを制度化すべきでないだろうか。また、虚偽の自白の温床になっていると思われる、人質司法（容疑を否認すると身柄拘束が長期化する問題、村木厚子さんも164日間拘留された）の改善が必須であると考えます。

＜職員への研修の実施＞

司法手続きに関与する職員に必要な研修を行うことが必要である。

以下私が医務官として刑事施設に勤務していた経験から述べる。

私が勤務していたのは、収容人員1000名程度のA級施設であった（刑事施設では、年齢、性別、刑期、犯罪傾向により収容施設を区分しており、A級施設では懲役刑が確定した26歳以上の男性受刑者のうち、実刑期8年未満で犯罪傾向の進んでいない人を収容している）。勤務していたのは、ちょうど刑事施設の過剰収容状態が一段落した頃で、P級（身体上の疾病又は障害を有すると認められる者）が40%前後、M級（精神上的の疾病又は障害を有すると認められる者）が10%前後、P級&M級のケースが数%存在した。知的障害に関しては、詳細な調査は行われておらず、その一部がM級として把握されていたにすぎないと思われる。

刑事施設の医療は、刑務官として採用され、医療刑務所で准看護師の資格を取った職員が中心になって行われる。医務官は希望者が少なく、ポストが空席

の場合も多い。

刑事施設においては、被収容者に医学的な異常が認められると担当刑務官から医務部の准看護師に情報が入る。まず医務部の准看護師が診て、手に負えない場合に医務官が診察することになる。私が1, 2ヶ月勤務して感じたのは、この担当刑務官－医務部 准看護師の二重のスクリーニングのために診察が必要なケースの情報が医務官にあがってくるのが遅いことであった。

ここで抗精神病薬の重大な副作用である悪性症候群に関して考えてみる。

まれに抗精神病薬の急激な副作用で悪性症候群を生じることがあるが、多くのケースでは最初は軽い薬剤性のパーキンソン症状であったものが徐々に進行し、悪性症候群を生じるに至っている。悪性症候群になってしまうと治療はそれなりに大変であるが、その前段階の軽い副作用が認められる程度の状態ならば、薬物療法の調整のみですぐに元に戻る。

私が感じたのは、副作用が相当ひどい状態にならないと診察の依頼がこないことであった。そのため、医務官室で座って待っているだけでは、悪性症候群の発生を防止できないということがわかった。

准看護師以外の刑務官は医療に関して、特に精神科医療に関して知識が乏しく、向精神薬の副作用に関する知識もほとんどない。また、通常の医療では、何らかの症状が認められるときには、器質的な原因が否定されてから詐病の可能性を検討する。しかし、刑事施設においては刑務官は被収容者に何か症状があれば、まず詐病を疑う。そのため、軽い症状の時はもとより、相当重い症状や副作用が出ていても、詐病が疑われて、厳しく指導されたり、そのまま経過観察されてしまう傾向があった。詐病かどうかの判断も、判断する側が医学的知識に乏しいため、正確さを欠いていることが多かった。（しかし、刑務官のこういった傾向が間違っているかということ、あながちそうでもなかった。被収容者にとって厳しい刑務作業を休み、うざったい雑居房の人間関係を逃れる方法は、問題行動を起こして懲罰を受け、独居房に收容されるか、詐病で病舎に逃げ込むことであり、刑務官が被収容者の何らかの医学的症状をみたときに、まず詐病を疑うことが全く適切さを欠いているとまではいえない。）

この第一段階のスクリーニングを通ったケースに関しては、准看護師がスクリーニングをかけることになる。准看護師のスクリーニングに問題があること

もあるが、刑務官の第一段階のスクリーニングに比較すれば、医療についての知識と経験がある分、問題は少ないものと思われた。

私が問題点として考えるのは、

- ①現場の刑務官の第一段階のスクリーニングの問題
- ②医務官の資質の問題

である。

### 精神科医療に必要な情報を入手するために

まず、工場区で被収容者の情報を手に入れることを考えて、准看護師の巡回などに付き添って出向いたことがある。しかし、生産工場ではほとんどの受刑者が無言で脇目もふらずに作業をしており（被収容者の私語や脇目は懲罰対象となる）、准看護師はといえば、巡回のたびにいろいろと訴えては薬を要求してくる「いつものうるさい被収容者」の対応に追われていた。工場担当刑務官は、目の前の工場の管理に忙しく、話をゆっくり聞けるような雰囲気ではなかった。これでは私が巡回したところで、本当に必要な情報を集めることは難しいとおもわれた。これに対して舎室区では、刑務官も比較的ゆったりと仕事をしており、それなりに情報を手に入れられる可能性はあると感じられた。しかし結局、工場区・舎室区の巡回に関しては、准看護師との間の調整、処遇部門との調整が難しく、実現しなかった。

これに代わる方法として私が考えたのは、担当刑務官から被収容者の情報を聴取することであった。欧米に比較して日本の刑事施設においては、被収容者が担当刑務官を「おやじ」と呼ぶなど、担当刑務官と被収容者のウェットな関係がその特徴としてあげられる。特に生産工場で働いている被収容者にとっては、工場の担当刑務官がなんでも相談できる存在であることも多い。そこで、毎週金曜日に約1時間、4名ほどの工場担当刑務官、舎室区担当刑務官を医務官室に呼び、精神科医療に関する知識をつけていただくための話をし、特に問題のありそうな被収容者の情報を聴取した。しかし、多くの工場担当刑務官にとって精神症状とは「気合いで治す」べきものであり、精神科医療に関して興味を示す刑務官はほとんどいなかった。工場担当刑務官は、その施設のいわば

花形であり、すでにその人なりのやり方、考え方ができあがっており、なかなか新たな知識を身につけてもらうのは難しいと感じた。

とりあえず、被收容者の情報は准看護師から得ることにし、准看護師のOJTに力を入れることとした。医師法から考えるとおかしいことであるが、私は准看護師が患者をつれてきたときに、精神科疾患の診断のポイント、治療のポイント、特に薬物の使い方に関して繰り返し教えた。皆よく聞いてくれたので、少しは精神科医療のレベルが上がったのではないかと思っている。

被收容者と日常的に接している刑務官には、工場担当刑務官、舎室区担当刑務官の他に夜勤職員や日勤の交代要員がいるが、いずれも幹部職員ではない一般職員である。第一のスクリーニングに関わる問題点を改善するためには、被收容者と日常的に接する刑務官からの有益な情報を医務部に報告してもらう必要がある。そのためには、刑務官に医学的知識、特に精神医学的知識をつけてもらい、観察のポイントを身につけてもらう必要がある。

刑務官の研修にはいくつか種類があるが、代表的なのは刑務官拝命後に全員が受ける初等研修と、幹部職員を目指す職員が受ける中等研修、高等研修である。一般職員で中等研修を受けている者は少ない。高等研修に至っては皆無である。従って、一般職員である刑務官に医学的知識、特に精神医学的知識を植え付けられるのは初等研修である。刑務官を拝命したばかりのういういしさのある職員に知識を植え付けるのがよいと思われる。

#### <保護室の問題>

一般に空調設備がない刑事施設においては、過酷な気象条件から夏期にせん妄状態を起こす可能性がある。せん妄状態では、その幻覚や妄想、興奮状態から保護室に收容されてしまう可能性がある。

現行の（古いタイプの）保護室は、壁面・床・扉全てが堅い材質で、中で暴れた場合にけがをしやすい。また、換気扇はあるが、風量が少なく、ほとんど機能しない場合も多く、夏期には中は40度以上、湿度も90%になることもある。收容されただけで、熱中症を起こしやすい。せん妄状態の被收容者が收容された場合、死亡事故などが起こりやすいと考えられる。これを防止するためには、現場の刑務官の医療知識を改善し、せん妄状態をある程度見分けること

ができることが必要である。

一般の刑事施設においては、舎室、工場等に空調設備はなく、保護室だけに空調設備をつけた場合には、それを目当てに保護室入室する被収容者が現れる可能性が高い。

<准看護師によって医療が行われている刑事施設が存在すること>

刑事施設によっては、准看護師によって事実上の医療が行われているところがある。例えば、担当刑務官から依頼を受けた准看護師が診察を行い、医師の名前を書いた処方箋をパソコンで作成し、医師の印鑑を押した上で、薬局で調剤し、薬物療法を行ったりしているらしい。その処方内容を後に医師がカルテに転記し、形式的に医師が処方していることにしているというのである。刑事施設に勤務する医師の希望者が少なく、人員が充足されていないのが第一の原因である。

医師のやりがいのある職場にかえること、募集の工夫が必要である。